

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- (1) 申請書は2部提出すること。（控え1部を含む。）
- (2) 申請書は、左端2穴の紙ファイル又はプラスチックファイルにて提出すること。
- (3) 添付書類は、必ず各別紙ごとに見出しラベルをつけること。必要に応じて仕切りカードを使用すること。

2 提出書類

- (1) 申請書類
 - 産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第八号)
 - 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第十号)
 - 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第十四号)
 - 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第十六号)

(2) 別途、次ページ以降に掲示する書類を添付すること。

3 記載に関する注意

- (1) 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載すること。
- (2) 申請者の住所、氏名については次のことに留意すること。
 - ① 申請者が個人 → 住民票の写しのとおりに記載すること。
 - ② 申請者が法人 → 法人の登記簿謄本のとおりに記載すること。
- (3) 各様式の（第2面）及び（第3面）について、該当する者が、個人にあっては、住民票の写しのとおり、法人にあっては、登記簿謄本のとおりに記載すること。

4 添付書類に関する補足事項

- (1) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
申請日から3ヶ月以内 全国の法務局・地方法務局で発行されます。
- (2) 住民票の写し (コピーは不可)
申請日から3ヶ月以内 本籍地が記載されたもの 各市役所、各町村役場で発行されます。
- (3) 登記事項証明書
申請日から3ヶ月以内 後見登記等に関する法律に定める「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」。全国の法務局・地方法務局で発行されます。
- (4) 納税証明書
申請日から3ヶ月以内 未納税額がないこと。住所地(納税地)を所轄する税務署で請求してください
- (5) 講習会修了証の写し
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(電話03-5275-7115)が実施する講習会の修了証の写し
申請者が法人の場合は、役員又は事業場の代表者、個人の場合は、申請者又は政令で定める使用人の講習会修了証の写しを添付すること。
- (6) 別紙3、別紙4の1、別紙4の2
別紙3は使用する施設について全て記載し、そのうち別紙4の1及び別紙4の2は処理の方式ごとに作成すること。
- (7) 別紙6
申請日直近3事業年度の決算書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)を添付することで代用することができる。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請に係る提出書類一覧表

◆ 提出を要する書類及び添付図面

新規許可申請：..... 該当する全ての書類（◎、○が付してある書類）

更新許可、変更許可申請：○が付してある書類については、その内容に変更がない限り添付不要

提出書類		添付書類	申請者別	
			法人	個人
産廃(新規・更新)	様式第八号	① 法人登記簿謄本	◎	
産廃(変更)	様式第十号	② 法人の役員の本籍地の記載された住民票の写し及び登記事項証明書	◎	
特管(新規・更新)	様式第十四号	③ 百分の五以上の株式保有者又は出資者の本籍地の記載された住民票の写し（法人の場合には、登記簿謄本）及び登記事項証明書	◎	
特管(変更)	様式第十六号	④ 令6条の10に規定する使用人の本籍地の記載された住民票の写し及び登記事項証明書	◎	◎
		⑤ 本籍地の記載された住民票の写し及び登記事項証明書		◎
		⑥ 法定代理人の本籍地の記載された住民票の写し及び登記事項証明書	◎	◎
		⑦ 定款（又は寄付行為）	◎	
		⑧ 既に許可を得ている都道府県市の許可証	◎	◎
		⑨ 事務所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図	○	○
		⑩ 産業廃棄物処理の工程図（フローチャート）（排水処理及び排ガス処理を含む）	○	○
		⑪ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図	○	○
		⑫ 申請者が施設の所有権を有する事を証する書類（所有権を有しない場合は使用する権原を有する事を証する書類）	○	○
		⑬ 中間処理後の産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類及び図面	○	○
別紙1	事業計画の概要		◎	◎
別紙2	業務経歴		◎	◎
別紙3	事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（総括表）		◎	◎
別紙4の1	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）		◎	◎
別紙4の2	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（中間処理施設）		◎	◎
別紙4の3	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（最終処分場）		◎	◎
別紙5	事業の開始に要する資金の総額、調達方法等		○	○
別紙6	資産に関する調書			○
	① 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）	直近3カ年分	◎	
	② 法人税納税証明書	直近3カ年分	◎	
	③ 所得税納税証明書	直近3カ年分		◎
別紙7	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類		◎	◎
	① 講習会修了証の写し	(法人) 役員、事業場の代表者 認められる講習会の修了者 (個人) 申請者、政令で定める使用人	◎	◎
別紙8	誓約書		◎	◎
手数料 産業廃棄物処分業 新規許可 ¥100,000円 更新許可 ¥94,000円 変更許可 ¥92,000円 特別管理産業廃棄物処分業 新規許可 ¥100,000円 更新許可 ¥95,000円 変更許可 ¥95,000円				

(注意) 申請日時、相談に関しては、事前に前橋市役所廃棄物対策課に確認すること